

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7 月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第61号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</p> <p>6～13 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、<u>看護師</u>又は<u>准看護師</u>を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</p> <p>6～13 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。